

最高裁秘書第2456号

令和元年5月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月15日付け（同月17日受付、最高裁秘書第2092号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成30年12月7日付け刑事局長書簡（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(訟ろー15-B)

平成30年12月7日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先日、ある庁において、令状請求を受けて担当職員が作成した令状の草稿が、裁判官の審査に付されないまま、請求者に交付され、同草稿により執行が行われるという事案が生じました。

令状事務は、国民の人権に直接かかわる重大なものであり、このように裁判官の審査を経ていない令状の草稿により執行が行われるという事態が発生することは、国民の裁判所に対する信頼を大きく損なうものであり、誠に遺憾なものであるといわなければなりません。

については、担当の裁判官及び職員が、令状事務処理を適正に行うことの重要性を再確認するとともに、各庁において適切な令状事務処理態勢が確立されているか確認の上、同態勢に基づく事務処理が日頃から確實に履践されるよう、関係職員に周知徹底してください。

なお、管内の簡易裁判所に対しては、貴職から周知してください。 敬 具